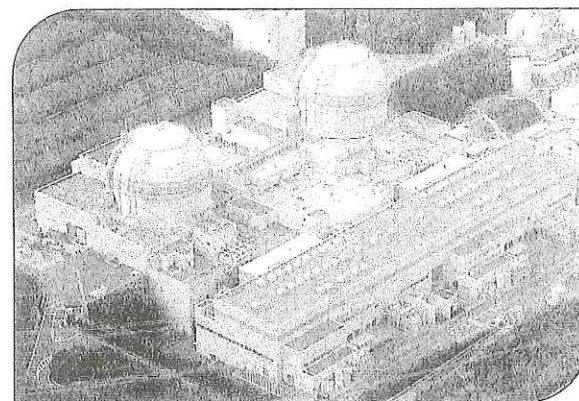


第77回憲法と平和を考えるつどい

「経済」より「命」 — 大飯原発訴訟福井地裁判決の 歴史的意義と憲法の定める生存権

2014年5月21日、大飯原発3、4号機の運転差止を命じた福井地裁判決は、人の生命を基礎とする「人格権」を最も重視し、「これを超える価値を見出すことはできない」と述べ、「豊かな国土とそこに根を下ろして生活することが国富であり、これを取り戻すことができなくなることが国富の喪失」との考えを示しました。この判決に至った背景には、福島原発事故に国民からわき起こった「なぜ電気のために危険な原発が必要なのか」「なぜ人権を守るべき裁判所が原発を止められないのか」という批判の声と運動がありました。川内原発再稼働反対に取り組む私たちも、この福井地裁判決の歴史的意義を学び、憲法が定める生存権を守る上で、この原発訴訟の意義について改めて考えたいと思います。



大飯原発 3, 4号機 (右から)

とき：2015年2月11日(水) 10時00分～12時30分

講演 10時～11時30分、質疑・意見交換 11時30分～12時30分

ところ：宮崎市中央公民館大研修室

しまだひろし

講師：島田 広 氏 (大飯原発運転差止訴訟弁護団・弁護士)

主催：日本科学者会議宮崎支部、宮崎民主法律家協会

協賛：憲法と平和を守る宮崎県連絡会

○どなたでも参加できます。なお、資料代として500円いただきます。

問い合わせ先：宮崎中央法律事務所(Tel.:0985-24-8820)

○ピースウォークのご案内：

つどい講演の終了後すぐに、「みやざき九条の会」主催によるピースウォークが行われますので、こちらもふるってご参加ください。

コースは、中央公民館を出たところから出発し、宮崎駅構内を抜けて、高千穂通り→山形屋交差点→若草通り→宮崎駅に戻り解散します。

次回のつどい(5月3日)の予告

講師：新垣 勉 弁護士

沖縄の基地問題から憲法九条を考えます！